

YDM Global Academy 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、日本の企業に就職を希望する外国人留学生などに対して、日本語で円滑なコミュニケーションができる能力を習得し、日本の「文化」や「習慣」など日本に対する理解を深め、国際的人材の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、YDM Global Academy と称する。

(位置)

第3条 本校は、広島県福山市曙町5丁目4番30号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本校の学科、コース、修業年限、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース	修業年限	収容定員	クラス数	備考
就職 2年コース	2年	40人	2クラス	4月期生、午前クラス
就職 1年コース	1年	20人	1クラス	4月期生、午前クラス (大卒・院卒)
就職 1年6か月コース	1年6か月	40人	2クラス	10月期生、午後クラス
合計		100人	5クラス	

(始期・終期等)

第6条 本校の各コースの始期及び終期は、次のとおりとする。

- (1) 2年コース(4月期生)にあつては、第1学年は4月1日から翌年3月31日まで、第2学年は4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) 1年コース(4月期生)にあつては、4月1日から翌年3月31日までとする。
- (3) 1年6か月コース(10月期生)にあつては、第1学年は10月1日から翌年3月31日まで、第2学年は4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 第2学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (4) 春季休業(3月中旬から約3週間)
 - (5) 夏季休業(7月下旬から約3週間)
 - (6) 秋季休業(9月下旬から約1週間)
 - (7) 冬季休業(12月下旬から約2週間)
- 2 教育上必要であり、且つ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、午前クラスは午前8時30分から正午まで、午後クラスは13時から16時30分とする。

- 2 教育上必要であり、且つ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、授業を行うことができる。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第9条 本校の各コース別の教育課程及び授業時数は、次の表のとおりとする。授業時数の1単位時間は45分とし、卒業までに履修させる授業時数は、2年コースにあつては16

00単位時間以上、1年コースは800単位時間以上、1年6か月コースにあつては1200単位時間以上とする。

日本語能力	レベル設定	期間(月数・週数)	合計授業時数	コース		
A1	初級	3か月・10週	200単位時間	2年	1年 6か月	
A2	初中級	3か月・10週	200単位時間			
B1・①	中級1	3か月・10週	200単位時間			
B1・②	中級2	3か月・10週	200単位時間			
B1・③	中級3	3か月・10週	200単位時間		1年	
B2・①	中級4	3か月・10週	200単位時間			
B2・②	上級1	3か月・10週	200単位時間			
B2・③	上級2	3か月・10週	200単位時間			

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、定期試験成績、パフォーマンス（ロールプレイ、発表）評価、ポートフォリオ評価（自己評価・担任評価を含む）、出席状況等を総合して行う。これらの評価法を科目ごとに組み合わせ、既定の配分率に応じて得点を算出する。成績は、得点に基づきA（90点以上）、B（80点以上）、C（70点以上）、D（60点以上）、F（59点以下）の5段階で示す。Fは不合格とする。修了要件として、全体の出席時間のうち90%以上出席した上で、すべての評価においてD以上を取得する必要がある。

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 5人以上（うち本教務等教員3人以上「校長と教務主任を含む」）
 - (4) 生活指導担当者 5人以上（うち本教務等教員3人以上）
 - (5) 事務職員 2人以上（事務総括責任者を含む）
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 4 教務主任は、教育課程の編成及び他の教員の指導をする。

第4章 応募、入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(応募資格)

第12条 本校への応募資格は、外国籍を有する者で、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 年齢が 18 歳以上で心身共に健康である者。
- (2) 母国又は外国において 1 2 年間の学校教育を修了(見込み)しており、且つ最終学校卒業後 5 年以内の者。
- (3) 在学期間中の学費及び生活費を支弁する十分な資産等を有する者、または、支弁を負担する能力のある信頼のおける保証人を有する者。
- (4) 本校への留学卒業後に日本企業へ入社する目的・意欲が明確にある者。
- (5) 本校にて修学することに強い意志と意欲をもち、日本国法令と本校学則を遵守することを誓約する者。
- (6) 本校以外の日本語施設から在留資格『留学』の申請をして不交付歴がない者。ただし、学校側原因の場合は除く。
- (7) 本校に母語通訳の常駐がない国からの応募者に限り、N 3 相当以上を取得した者。
- (8) コース別の応募資格は次のとおりとする。

就職 2 年コース	最終学歴が高等学校卒業以上の者 日本語能力試験 N 5 (A1) 相当以上の日本語能力を有する者 または 1 5 0 時間以上の日本語学習歴を有したことを有すると本校が認めた者
就職 1 年 6 か月コース	最終学歴が高等学校卒業以上の者 日本語能力試験 N 4 (B1-①) 相当以上の日本語能力を有する者 または 3 0 0 時間以上の日本語学習歴を有したことを有すると本校が認めた者
就職 1 年コース	最終学歴が短期大学卒業以上の者 日本語能力試験 N 3 (B1-③) 相当以上の日本語能力を有する者、または 4 5 0 時間以上の日本語学習歴を有したことを有すると本校が認めた者

(入学時期)

第 1 3 条 本校の入学時期は、年 2 回とし、次のとおりとする。

- (1) 2 年コースと 1 年コースにあつては、4 月とする。
- (2) 1 年 6 か月コースにあつては、1 0 月とする。

(入学手続)

第 1 4 条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第 2 0 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。ただし、入学しようとする者の国の事情などにより、入学検定料を納付することが

できない場合は、この限りではない。

(2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める生徒納付金(入学検定料を除く。)及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第15条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学・転学)

第16条 退学及び転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第17条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第18条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第19条 生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があつたときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力不足等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席しない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本校の入学検定料、入学金、授業料等の生徒納付金は、次のとおりとする。

項目	1年目			2年目		備考
(1) 入学検定料	20,000 円			—		
(2) 入学金	100,000 円			—		
(3) 授業料	2年コース	1年6か月コース	1年コース	2年コース	1年6か月コース	
	600,000 円		650,000 円	500,000 円	270,000 円	
(4) その他	100,000 円			100,000 円	50,000 円	
合計	820,000 円	820,000 円	870,000 円	600,000 円	320,000 円	

第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず教職員会議の協議の結果により授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を1か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、入学辞退者及び入学6か月以内での退学者に対しては、次の規定で納付金を返還する。

事例	返還額
在留資格認定証明書が交付された後、在外公館で査証の申請をしたが認められなかった場合※外交官発行の不交付を証明する書類の提出が必要	入学金 100,000 円 授業料 600,000 円 (650,000 円/1年コース) 諸経費 100,000 円
在留資格認定証明書が交付された後、本人の都合により入学を辞退する場合	授業料 600,000 円 (650,000 円/1年コース)

	諸経費 100,000円
入学6か月以内に退学した場合	退学理由が本人の責に無く正当性があると 校長が判断した場合、翌学期の授業料を返 還する場合がある

2 返還する場合、事務手数料50,000円と振込手数料は差し引いた額を振込にて返還する

3 入学選考料はいかなる場合も返還しない

4 納付金の返還には「在留資格認定証明書」と「入学許可書」の返却が必要

第6章 雑則

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第25条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和7年11月1日から施行する。